

町民の皆様へ

町職員の懲戒処分について

西原町職員の懲戒処分の指針に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表いたします。

〈懲戒処分の内容等〉

- | | |
|------------|---|
| 1. 被 処 分 者 | 教育委員会職員（男性） |
| 2. 処 分 内 容 | 減給１００分の１０　　４箇月 |
| 3. 根 拠 法 令 | 地方公務員法第２９条第１項第１号（法令等違反）及び第３号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行） |
| 4. 処分発令日 | 令和８年９月１日 |
| 5. 処 分 理 由 | 被処分者は、令和７年３月から令和８年５月にかけて、勤務時間中に業務用端末を使用し、およそ１,０８４時間にわたり、業務とは関係のないインターネット小説サイトの閲覧を行い、職務専念義務に違反したものの。 |
| 6. そ の 他 | 管理監督責任として、被処分者の当時の上司２名を嚴重注意処分とした。 |

今回処分を受けた職員の行いは、職務上の義務に反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であり、町民の皆様の信頼を著しく損なう結果となったことに、深くお詫び申し上げます。今後の再発防止に向けて、厳格な服務規律の確保と公務員倫理の確立の徹底を図ってまいります。

なお、被処分者は、職務専念義務に違反した時間に相当する給料（約２８３万円）について、返還の意思を示しています。

西原町教育委員会
教育長 仲 盛 康 治